	第２８回中城村農業委員会会議（総会）議事録 １．招集年月日　　令和７年１２月２５日（木） ２．招集の場所　　中城村役場　会議室２－３ ３．開 催 日 時　　令和７年１２月２５日　　１４時００分から１７時００分 ４．出 席 委 員 　　１番　比嘉　盛安（会長） 　　２番　花城　康樹（会長職務代理者） 　　３番　川田　哲也　　４番　比嘉　康雄 　　６番　屋良　照枝 ５．欠 席 委 員 　　５番　小橋川　達則 ６．議 事 日 程 　第１　会期について 　第２　議事録署名人及び書記の指名について 　第３　案　件 　　議案第９５号　農地法第３条の規定による許可申請について 　　議案第９６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について 　　議案第９７号　農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約） 　　議案第９８号　非農地証明願いについて 　　報告第２０号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について ７．出 席 職 員 　事務局長　仲村　武宏 　農政係長　山下　大作 ８．会議の概要
議長（会長）	ただいまより第28回農業委員会総会を開会します。 会期については、本日１日でよろしいですか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	本日１日でお願いします。 議事録署名人の指名は、２番花城さんと３番川田さんでよろしくお願いします。 書記の指名は山下係長でお願いします。 まず、主要業務報告をいたします。 12月10日　農業会議常設委員会と忘年会が南風原町土地改良会館で行われました。 12月12日　中城村島ニンジンの日セレモニーへ参加しました。 12月18日　サトウキビ競作会・審議会への参加サトウキビの競作会へ参加 12月24日、昨日、第７回中城村土地利用構想検討委員会の最終報告会へ参加、同じく24日、第28回農業委員会総会事前打合せ。 12月25日、今日の第28回総会となっています。以上です。 それでは案件の説明に移ります。議案第95号、第96号、第97号、第98号まで一括して事務局より説明をお願いします。

事務局	こんにちは。早速ですが、お配りした資料に沿って説明をいたします。 （議案第95号を議案書をもとに朗読） 次に議案第95号について補足説明をいたします。 １番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数３台、農作業従事日数360日、営農計画（作目：果樹（マンゴー））等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計9,795㎡です。 今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ２番は、借受人が農業経営の規模拡大を図る為に、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数８台、農作業従事日数300日、営農計画（作目：野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計6,646㎡です。 今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 ３番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数５台、農作業従事日数510日、これは２人で510日になります。営農計画（作目：野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計2,419㎡です。 今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。以上になります。 次に６ページをお開きください。 （議案第96号を議案書をもとに朗読） 次に議案第96号について補足説明をいたします。 １番は、譲受人が申請地に一般住宅を建築する為に、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。 申請地は、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地ですが、運用通知第２の１の（１）のイの（イ）のｃの（e）、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるも

	の」として、不許可の例外に該当するものと判断され、また、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もありません。 （議案第97号を議案書をもとに朗読） 次に議案第97号について補足説明をいたします。 １番は、利用権の設定をする者（貸付人）から沖縄県農業振興公社へ利用権を設定し、さらに沖縄県農業振興公社から、利用権の設定を受ける者（借受人）へ利用権を同時に再設定（転貸）するものです。 利用権の設定を受ける者（借受人）の農作業日数は150日、作目は果樹（バナナ）、賃貸期間は６年８カ月であります。 本計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第２項各号の要件を満たしているものと思われます。以上になります。 次に10ページをお開きください。 （議案第98号を議案書をもとに朗読） 次に議案第98号について補足説明をいたします。 １番の非農地証明でありますが、申請地は、20年以上耕作放棄され、今後も農地として利用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年３月15日農政第2121号改正）第２条第２項ウに該当すると思われ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われます。以上になります。
議長（会長）	提案理由の説明が終わりました。休憩を取って現場視察に向かいたいと思います。 休憩をいたします。 （　現　地　調　査　）
議長（会長）	再開いたします。 議案第95号　農地法第３条の規定による許可申請について審議に入ります。ご質問、疑問等ありましたら挙手をもって発言してください。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。４番どうぞ。
４番	議案第95号　農地法第３条の規定による許可申請についてでありますが、先ほど事務局からの説明も受けて、休憩を挟み現地の確認もしてまいりました。１番、２番については規模拡大ということで、３番については以前から指導を行っていた方の議案ですが、前に進めるためには本員は許可したいと思います。

議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第95号については許可といたします。 続きまして、議案第96号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてでありますが、ご質問等ありましたら。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。６番どうぞ。
６番	議案第96号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、先ほど現場のほうも確認しましたので、何ら問題はないと思いますので、許可相当にしたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第96号については許可相当といたします。 続きまして、議案第97号　農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）、審議に入ります。ご質問がありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。２番どうぞ。
２番	議案第97号　農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）でありますが、事務局より提案理由の説明も受けまして現場確認をいたしました。農業振興公社の案件でもありますし、特に問題ありませんので、本員は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第97号については許可といたします。 続きまして議案第98号　非農地証明願いについて審議に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。

	「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。３番どうぞ。
３番	議案第98号　非農地証明願いについてですが、事務局の説明をいただいて、休憩を挟み現地を確認させていただきました。内容的にも問題ないかと思われますので、本員は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第98号については許可といたします。 審議事項については以上となります。次は議案第20号について、報告事項でお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは12ページをお開きください。報告第20号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について。 （報告第20号を議案書をもとに朗読） 報告第20号について補足説明をいたします。 市街化調整区域の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第４条第１項及び第５条第１項に規定される許可は不要とされているもので、今回は５条の届出が３件ありました。内容は記載のとおりでございます。添付資料も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上になります。
議長（会長）	以上をもって審議事項と報告は終わります。 第28回農業委員会総会を閉会いたします。 閉会１７時００分 中城村農業委員会規則30条第２項の規定によりここに署名する。 中城村農業委員会会長　　比　嘉　盛　安

	議事録署名人 ２番委員　　花　城　康　樹 議事録署名人 ３番委員　　川　田　哲　也